

輸出国制度調査について (インド)

1. 調査期間等

- (1) 時期：2017年3月
- (2) 内容：インドにおける食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象：食品安全基準局、商工省

2. 調査結果（概要）

(1) インド政府の組織構造及び所掌業務

(ア) 食品安全基準局 (Food Safety & Standards Authority of India : FSSAI)

FSSAI は、食品衛生に係る規制機関を集約し、Food Safety and Standard Act (2006) に基づき設立された。健康家族福祉省 (Ministry of Health & Family Welfare) の監督下にある。税関へ輸入申請を行い、該当する食品については FSSAI でチェックする。まずは外観検査し、適合であれば分析を行い、規格に適合しているかを確認する。傷みの早い生鮮品は仮の許可として貨物はリリースしているが、そうでないものは検査結果が上がるまで保管している。

(イ) 商工省 (Ministry of Commerce & Industry)

主要な輸出食品については、輸出促進だけではなく、食品衛生基準の策定及び監視が実施される。監督下にある次の機関等が、輸出国の基準等を踏まえ、基準、衛生管理等を規定し、安全性の確保を図っている。

a) Export Inspection Council (EIC)、Export Inspection Agency (EIA)

・ EIC は 1963 年の輸出法（品質管理及び検査）に基づき設立され、品質管理と検査による輸出貿易の健全な発展を行う規制当局。この法律により、インフラを構築する権限、輸出者から情報獲得する権限、商品を押収する権限や輸出を禁止する権限が与えられている。

・ EIA は EIC のフィールドワークを実施。5 か所のヘッドオフィス、34 か所のサブオフィスがある。その内、4 か所のヘッドオフィス及び 13 か所のサブオフィスには検査施設がある。

・ 日本向けの水産品については、施設の認定、HACCP 承認、輸出証明書の発行等をしている。特にエビについては、ニトロフランの検査を実施し、養殖場における 3 回の検査成績書などを確認した上で輸出証明書を発行している。

b) The Marine Products Export Development Authority (MPEDA)

・ MPEDA は、水産品の輸出を目的とした管理基準等の作成、規制の他に、資源保護・管理、加工施設（漁船を含む）等の検査、残留物質・汚染物質の検査、水産加工業の品質向上に係る調査研究、インフラ整備・HACCP 実践の援助、トレ

ーニング等を実施している。

c) SPICES Board

SPICES Board は、160 カ国へのスパイス（180 種）の輸出、7つの州にあるラボでの分析、特定のスパイスに関する証明書発行、研修等を行う。

日本向けは輸出前に、チリ・ターメリック・ナツメグ・ジンジャーについてアフラトキシン検査、チリ・ターメリックについてのスーダン色素検査、チリ・カルダモン・ブラックペッパー・ターメリック・クミン・フェネグリーグについてイプロベンホス・トリアゾホス・エチオン・ホレート・パラチオン・クロルピリホス・パラチオンメチル・プロフェノホスの検査を実施している。

(2) インドの食品衛生関係法令等

複数の省庁により制定された、様々な食品群ごとの法律を集約し、2006 年に Food Safety and Standard Act が施行され、2011 年以降、順次、細則が制定されている。農薬等で残留基準が示されていないものは、Codex の基準が適用される。また、主要な輸出食品については、EIC 等により別途基準が設けられている。

- ① THE EXPORT (QUALITY CONTROL AND INSPECTION) ACT, 1963
- ② Compendium of Orders of Fresh, Frozen and Processed Fish & Fishery Products (Order No. S. O. 729 (E) ; 2006)
- ③ Compendium of Notifications of Fresh, Frozen and Processed Fish & Fishery Products (Rule No. S. O. 730 (E) ; 2011)
- ④ Executive Instructions for Approval and Monitoring of Fish & Fishery Products for Export (2012)

(3) 輸出食品の衛生管理

(A) 水産品

・ 輸出用の魚類及びその加工品の管理は、EIC により実施される。Order No. S. O. 729 (E) 及び Rule No. S. O. 730 (E) に基づき、食品安全及びトレーサビリティが重視されている。

・ えびの養殖場は、①稚魚を池に入れる前に病気がないかの感染症のテストを PCR で実施、②MPEDA による収穫前のサンプリング (PHT) を実施し、問題なければ収穫を行う、③NRCP に基づくランダムサンプリングを実施している。

・ 輸出にあたり、EIC による施設認可が必要。まずは、輸出の申請に対して、EIA、大学教授、MOA がチームを作り、チェックリストをもとに確認し、施設の登録を行う（有効期間は 2 年間）。

2つ目は水産品への HACCP 確認を行い EIA が認証する（有効期間は 1 年間）。チェックリストに不適合があれば、1 ヶ月間改善する猶予期間を与え、改善が認められれば認可する。

- ・ 輸出用梱包には認定施設番号と規定された Q マークが印字される。
- ・ 日本の輸入時検査で違反が認められた場合、在日本インド大使館から EIC・EIA へ連絡が入り、違反となった施設に Red Alert を発行し、EIA の地域支部に原因調査を依頼する。EIC の認可した検査機関では、再検査や検査法、キャリブレーション、QC 等のチェックを行い、検出原因が受け入れられるものであれば、施設に改善措置を行わせる。その後、EIA による検証を行い、問題ないと確認されれば、違反となった対象項目の検査を 5 つの貨物について行い、問題なければ施設への Red Alert は解除される。

* NRCP

- ・ 輸出用の養殖水産物（えび、魚）を扱う孵化場、養殖場、加工場及び飼料について行われる検査で、残留養殖用医薬品及び環境汚染物質のモニタリング及び適正管理のシステムの構築、輸出国の規制への適合を保証することを目的としている。
- ・ 検査項目はステロイド類、AOZ 等の禁止薬物、及び他の動物用医薬品、塩素系農薬、アフラトキシン等。

(B) スパイス

- ・ インドから供給されるスパイスは世界中の市場の約 50% を占めており、180 種類のスパイスを 160 カ国に輸出している。
- ・ 輸出者は、国内マーケットでスパイスを買い上げる輸出者（約 6000 社）及び加工施設を有する輸出者（約 700 社）に大別され、後者のうち、HACCP 認証を持つのは 120 社。
- ・ 日本向けのチリ・ターメリック・ナツメグ・ジンジャーについてはアフラトキシン検査、チリ・ターメリックについてはスーダン色素検査、チリ・カルダモン・ブラックペッパー・ターメリック・クミン・フェネグリーグについてはイプロベンホス・トリアゾホス・エチオン・ホレート・パラチオン・クロルピリホス・メチルパラチオン・プロフェノホスの輸出前検査を実施している。

3. 参考法令 (URL リンク)

- ・ 事業者ライセンス登録

<https://foodlicensing.fssai.gov.in/index.aspx>

- ・ THE EXPORT (QUALITY CONTROL AND INSPECTION) ACT, 1963 (輸出法、輸出規則)
<http://www.eicindia.gov.in/Knowledge-Repository/Legal/act-rules1963-19>

[64. pdf](#)

- ・ Compendium of Orders of Fresh, Frozen and Processed Fish Fishery Products
(生鮮魚・冷凍魚・加工魚及び水産製品に関する指令概要)

<http://www.eicindia.gov.in/Knowledge-Repository/Legal/Compendium-of-Order-Fish-Fihserly-Products.pdf>

- ・ Compendium of Notification of Fresh, Frozen and `Rocessed Fish & Fishery Products
(生鮮魚・冷凍魚・加工魚及び水産製品に関する通達概要)

<http://www.eicindia.gov.in/Knowledge-Repository/Legal/Compendium-of-Notification-Fish-Fihserly-Products.pdf>

- ・ EXECITIVE INSTRUCTIONS FOR APPROVAL AND MONITORING OF FISH & FISHERY PRODUCTS FOR EXPORT
(輸出用水産物認証・モニタリング実施説明書)

http://www.eicindia.gov.in/Knowledge-Repository/Legal/pdf/Exec_Inst_F-n-FP.pdf

以 上